

浜松市上下水道部告示 第 33 号

浜松市下水道事業排水設備工事指定工事人規程（平成11年浜松市下水道部管理規程第2号）第15条第1項第3号の規定により、指定工事人の指定有効期限満了に際し、継続して指定しなかったもので次のとおり告示する。

令和 8年 6月 1日

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 奥家 章夫

令和 8年 6月 1日付 浜松市下水道事業排水設備工事指定失効工事人		
登録番号	名称	所在地
220	有限会社マルツー伊藤商店	浜松市中央区笠井町98番地
224	横山設備	浜松市中央区中田島町1056番地
709	倉田ポンプ店	浜松市中央区舘山寺町2331番地の1